

## 平成28年度 「人権尊重のまちづくり審議会」 会議議事録

平成29年2月24日（金）午前10時～  
市役所 3階 庁議室

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただ今より、平成28年度「富田林市人権尊重のまちづくり審議会」を始めさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

会議に先立ちまして、まず、本審議会について、ご説明をさせていただきます。

本市では、平成13年に「富田林市人権尊重のまちづくり条例」を制定し、これに基づき、すべて人の人権が尊重された、潤いのある豊かなまちの実現に向けて、さまざまな施策に取り組んでいるところでございます。また、本条例では、市や市民が果たすべき役割に加え、市長の諮問に応じて、人権尊重のまちづくりに関する事項を調査審議することを任務とする本審議会の設置が規定されております。皆さまには、その審議会の委員としてお願い申しあげる次第でございます。

今回、新たに会議を開催いたしますので、委員の皆さまには、これより、多田市長より委嘱状の交付をさせていただきますと思います。

なお、委嘱状の交付にあたりましては、本審議会の委員を代表しまして、中島委員に交付させていただきます。

委員の皆さま方には、本日より2年間の任期となっておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

それでは、多田市長より、一言、ご挨拶申し上げます。

多田市長 本日は、大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、この度は、「本市人権尊重のまちづくり審議会」の委員としてご協力を賜りましたことに、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、これまで世界人権宣言や憲法の理念に基づき、市民ひとりひとりの権利と自由が保障されるよう、自治体行政は人権行政であるという認識に立って、さまざまな施策に取り組んでまいりました。このことは、自治体としての根本的な存在意義であると認識しております。

しかしながら、社会におきましては、特定の民族や国籍の人たちに対するヘイトスピーチや、性同一性障がいなど性的マイノリティの人たちが抱える課題、さらには子どもの貧困問題など、新たな課題が生じております。

このような状況におきまして、国では個別の法律を制定するなど、その対策に努めておりますが、本市としましても、自治体としての責務を果たさなければな

らないと、強く感じているところでございます。

現在、「本市人権行政推進基本計画」に基づいて、人権課題を解決するためのさまざまな施策を推進しており、多様化する社会や刻々と変化する経済状況によって人権問題もより複雑・多様化している今、市民の皆さまのご協力が不可欠となっております。

本審議会では、本市における人権施策の取り組みや今後のあり方、方向性につきまして、皆さま方の幅広い立場から、忌諱のないご意見、ご提言をいただきまして、これを機に、すべての市民の人権が尊重された、潤いのあるまちが実現することを期待しております。委員の皆さまにおかれましては、ぜひご協力を賜りますようお願いを申しあげまして、簡単ではございますが、開催にあたっての挨拶とさせていただきます。

事務局

多田市長には、この後の公務ご出席のため、ここで退席させていただきます。

それでは、今回、委嘱後、初めての審議会となりますので、各委員の皆さまを名簿順にご紹介させていただきたいと思っております。

なお、本日は市議会から田平まゆみ委員、左近憲一委員、富田林人権擁護委員協議会・富田林市地区委員会の木下委員につきましては、ご欠席のご連絡をいただいております。

まず、1号委員として、市議会より辰巳真司様。2号委員として、元市立津々山台幼稚園園長の中島芳昭様、元龍谷大学非常勤講師の松本城洲夫様、3号委員として、富田林市町総代会より西尾進様、富田林市民生委員児童委員協議会より道旗洋子様、富田林市人権教育・啓発推進センターより山口純弘様、富田林市人権協議会より田村賢一様、富田林市企業人権協議会より大山口公治様、富田林市老人クラブ連合会より塩野義一様、まだお見えではございませんが富田林市身体障害者福祉協会より田畑耕作様にも委員をお願いしているところでございます。富田林市婦人団体連絡協議会より鶴岡弘美様、とんだばやし国際交流協会より金和子様以上でございます。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

市民人権部長の山下です。人権政策課 課長代理兼人権政策係長の笹野です。

次に、人権政策係の古門です。そして私、人権政策課長の浦田でございます。

よろしくお願ひいたします。

次に、資料の確認ですが、本日の資料として事前にお渡ししております資料をお持ちいただいておりますでしょうか。

資料としましては緑色の冊子の【富田林市人権行政推進基本計画】、次に【富田林市人権行政推進基本計画】(平成29～30年度実施計画) [案]、次期計画の策定に向けたスケジュール (案)、「人権問題に関する府民意識調査」[平成27年度

大阪府実施分]になりますがもし、お持ちでなければ、お申し出いただけますでしょうか。

次に、本日、机の上にご用意させていただきました資料の確認ですが、会議次第、委員名簿、富田林市人権尊重のまちづくり条例、富田林市人権尊重のまちづくり審議会規則、追加資料【その他①②】になります。揃っておりますでしょうか。

本審議会は、「会議の公開に関する指針」により、公開する審議会となっております。傍聴を希望する方がおられましたら、傍聴遵守事項のとおり傍聴を認めておりますが、現在のところ傍聴される方はおられません。

また、本審議会の会議録作成のため、議事内容を録音させていただきますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

なお、前任期中の審議会では、委員名を実名表記で公開することとしておりましたので、今任期中の審議会につきましても、実名表記で議事録を公開させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、審議会を開催するにあたりまして、会長・副会長の選出をお願いしたいと思っております。

会長・副会長につきましては、審議会規則第5条の規定により、委員の互選によるとされておりますが、どなたかご推薦いただけますでしょうか。

道旗委員 前回と同じ会長と副会長をお願いしてはどうでしょうか？

事務局 ありがとうございます。前回の会長は中島委員で、副会長は松本委員でございましたが、皆さまいかがでしょうか。

《異議なしの声》

それでは、会長に中島委員、副会長を松本委員をお願いしたいと思っております。中島委員、松本委員、前の席へ移動をお願いいたします。

それでは、会長・副会長を代表しまして、中島会長より一言ご挨拶をお願いいたします。

会 長 ただ今、会長に選出していただきました、中島でございます。

前回に引き続き会長という職を賜りましたが、不慣れではございますので、松本副会長とともに、スムーズな議事進行に努めてまいりたいと思っておりますので、みなさまのご協力をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。

それでは、これより議事進行につきましては、会長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

会 長     では、まず始めます前に、先ほど事務局より傍聴者がおられないということでしたが、それでよろしいでしょうか？

事務局    はい。傍聴人はおられません。

会長       では、早速、議事進行に移りたいと思います。

          本日の案件は、次第にありますように、【富田林市人権行政推進基本計画】（平成26～28年度実施計画）に基づく「平成27年度実施事業」の報告、その他3件ございます。委員の皆様から忌憚のないご意見をいただきたいと思いますので、積極的な発言をお願いいたします。

          また、限られた時間ですので、皆様のご協力を得て進めてまいりたいと思いますので、最後までどうぞよろしくをお願いいたします。

          それでは、案件（1）について、事務局の方から説明をお願いします。

事務局    まず、案件（1）の【富田林市人権行政推進基本計画】（平成26～28年度実施計画）に基づく「平成27年度実施事業」の報告をさせていただく前に、今回、初めて委員となられた方もいらっしゃると思いますので、これに関して今までの経緯を簡単にご説明させていただきたいと思います。

          まず、平成19年に、市長の諮問に応じまして、本審議会より「本市における今後の人権施策について」という答申を頂きました。この答申を受けまして、本市では現計画である「富田林市人権行政推進基本計画」を策定し、この基本計画に従って、現在、同和問題や子ども、女性、障がい者、高齢者などに関する人権施策に取り組んでいるところでございます。

          また、この基本計画に基づいて本市が取り組んでいるさまざまな事業については、毎年取りまとめを行っておりまして、案件（1）については、昨年度に各課が実施した事業の報告となります。

それではご報告させていただきます。

          お手元の緑の冊子をご覧ください。まず、各課の事業集約にあたりましては、各課に実施計画の課題への照会をかけまして該当する事業を報告していただきました。P11からがその課題毎の一覧となります。P11以降の構成といたしましては、P11～78までが27年度の取組実績であり、P79～P115が今年度の取組予定となっております。また各年度の項目においても「個別課題」と「共通課題」の二つに分かれておりまして、「個別課題」といたしましては同和問題や子ども、女性、障がい者、高齢者、外国人市民などの具体的な個別の人権課題への事業を掲載しております。「共通課題」では、人権行政を推進していくための体制や方向性、組織のあり

方など、全庁的な取組を掲載しております。

27年度分（P11～78）に関しては、各課からの評価の視点をもとに取組評価についての記載もしております。それに基づいてH28年度取組予定を一覧に表したものが、P115以降の「気づき・今後の取組チェックシート」になります。

●（黒丸）が各人権課題における具体的事業があるものを表しており、○（白丸）が具体的な事業自体は無いが、それぞれの課において認識や取組を行っているものを表しております。昨年度から今年度にかけてのこの●○の増減といたしましては、増が1箇所、減が7箇所となっております。

具体的に申し上げますと、増の1か所は総合事務室の「女性をめぐる取組」部分の取組事業が増えています。

減の7箇所に関しましては、まず中央公民館の1件減、「インターネットによる人権侵害」をめぐる取組であり、取組実施がないため減となったものです。

公民館におきましては、その年によって取り組むテーマがさまざまであるため、減になることも考えられると思っております。

残りの6箇所につきましては、昨年4月の機構改革に伴うものでございます。内容といたしましては、下水道課で行っていた「障がい者にむけての取組」部分においての事業が上下水道総務課の既存の事業の中の一括されたものが1箇所、生活支援課の事業が地域福祉課へ事業移行によるもので1箇所減少、なお、『P1 左下●その他部分につきまして、「住居確保給付金支給事業」「自立相談支援事業」「一時生活支援事業」の（）かっこ内が生活支援課になっておりますが、正しくは地域福祉課でございます。訂正をお願いいたします』最期に、スポーツ振興課と社会教育課が統合し「生涯学習課」となったことにより、スポーツ振興課で●○のあった4箇所が減となっております、この6箇所に関しましては、機構改革に伴うものであり、事業自体の廃止・取組自体の廃止ではございません。

また、気づきシートにおける●○（黒丸白丸）の増減は以上でございますが、各課の報告の中におきまして、新たに人事課が障がい者への理解研修を行ったり、障がい福祉課において軽度難聴児への助成金事業を行うなどの報告もあがっており、少しずつではありますが人権課題への認識が進んでいると考えられます。

しかし、この表からは全く●○がない課もあるのも事実であります。本基本計画が目指す「自治体行政」＝「人権行政」であるという認識をもち、多くの課でチェックが増えるように研修や啓発活動を通じ、さまざまな人権への職員の認識を高めていければと思っております。

以上で簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。

会長

ありがとうございました。

ただ今の事務局からの報告、説明につきまして、ご質問、ご意見等がございましたら

たらお願いいたします。

金さん 形式でのお願いですが、27年度と28年度を見比べる時に冊子が別々になっていたら見やすいなというのがあります。二つに分けてもらおうとすぐ見比べられると思います。また、人権政策課へ差別事象ですとか、そのような問題の報告があがってきているのかどうかご報告をお願いいたします。最後に、少しずつ認識が増えている課もあるという報告ですが、27年28年以前からの推移等があればわかりやすいと思いますので、その辺も補足説明していただけたらありがたいと思います。

会長 ありがとうございます。他にご質問ありませんでしょうか。ただいま、金委員から冊子の編集についてのご提案、人権政策課に差別事象が報告されているどうか、27年28年以前の状況はどうであったかという3点の質問がありました。事務局よろしくをお願いします。

事務局 それではお答えさせていただきます。まず一点目の27年度と28年度の事業を別々に記載していただきたいということですが、その点については今後そのように見やすい形で作成をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。二点目ですが、各課から差別事象の報告があがってきているのかという点ですが、特に各課からは差別事象の報告はあがってきておりません。自治体行政は人権行政であるという認識を人権政策課としては各課に広めるという事が一つの目的にしておりますので、差別事象につきましても当然各課において対応や解決に取り組んでいただいているものと認識しております。三点目のチェックシートのこれまでの推移という事ですが、以前の審議会におきましては過去五年間の推移を一括してご提示させていただいたこともありまして、現在この基本計画が残りあと二年になっておりまして、それにあたりましてはまた一括して推移等を示させていただこうと思っております。

会長 ありがとうございます。ただいま事務局からのご説明がありましたがいかがでしょうか。他にご意見ご質問ございませんでしょうか。それでは松本委員お願いいたします。

松本委員 事務局から本当は全部局がもちろん具体的な事業に取り組んでいるところは黒丸で、具体的な事業に取り組んでいないが、何らかの取り組みをしているというのは、おそらく各課でまず個々の課題、人権侵害や未保障の問題についての課題について研修をするという事は最低必要だと思います。それによりその課の課題は何か、またどのようなことができるか、具体的な事業についての業務の取り組

みができるのかに結びついてくると思いますので、まず各課で人権研修がどのように行われているのかをお聞きします。

会長           それではただいまの松本委員からのご質問について事務局お答えいただきます。

事務局           各課における人権研修ですが、人権研修につきましては毎年人権政策課と人事課が共催しまして、人権教育啓発推進委員に対して研修をしております。人権教育啓発推進委員とは、課長代理の職にある者を推進員と充てまして、各課に一名いるのですが、推進員を対象に人権研修をさせていただいています。推進員の役割としましては人権研修を受けて、もしくは推進員の役割として各職場で人権研修を実施していただくというのが一つの役割を果たしていただくようお願いしておりますので、推進員が中心となって各課で人権研修を行っていただいております。ただこの制度が平成23年度に推進員を配置しまして、今で4年5年経つわけですが、正直なところ全課取り組んでいる現状ではございません。取り組んでいる課については毎年人権研修をしていただいております。その研修内容につきましては各課の日常業務で生じている人権課題をテーマにした研修や推進員が受けました研修を各課にフィードバックしていただく研修、また推進員独自に研修資料作成したり人権政策課が所有しています人権啓発ビデオを使って人権研修をしていただいたりしております。

会長           それではただいまの説明について再度松本委員からお願いします。

松本委員          推進員に対して研修を行って推進員が各課において個別に中心となって研修するという体制ですね。その場合全部局の中で、どのぐらいのパーセンテージで実際推進員がやっておられるのでしょうか。また、その推進員は自分がやった研修の内容等について人権政策課へ報告する仕組みや体制はありますか。

会長           ただいまのご質問について事務局よろしくお願ひ致します。

事務局           正式な割合でパーセンテージは出していませんが、現段階では約三分の一の実施率となっております。報告につきましては研修を行った際には、必ず人権政策課へ報告していただくようには毎年してございまして、その集計につきましても毎年行っております。

会長           再度松本委員からお願いします。

松本委員 人権政策課も大変だと思いますが、三分の一では心もとないと感じます。何かしらの手立てを考え、各課においてしっかり主体的に研修するという体制づくりが非常に大切な必須の課題だと思いますのでがんばってください。

会長 ただいまのご提案ですが、事務局いかがでしょうか。

事務局 各課で人権研修を行っていただくように人権政策課としても働きかけていきたいなと考えております。

会長 よろしくお祈いします。他にご意見ございせんか。それでは西尾委員お祈いします。

西尾委員 冊子の中で第3章個別課題への取組みにおきまして、途中で文言が割愛されてますが、何か意図的に割愛されたのでしょうか。  
例えば、85 ページ「女性をめぐる取組ジェンダー意識にとわられず、男女が互いに参画でき、女性に対する暴力を防」の後の記載がありません。何か割愛する必要があるのでしょうか。

会長 それでは事務局お祈いします。

事務局 申し訳ございせん。レイアウト状のミスでありまして枠内に文字が収まりきれず、画面上では表記されていましたが、印刷するときには表記されなかつたものと思われます。

西尾委員 意図的ではないのですね？

事務局 はい、意図的ではなくレイアウト状のミスでございます。

西尾委員 他にも何点かありますので

事務局 はい。訂正させていただきます。

会長 他にも何点かあるという事ですので、早急に訂正していただいで何かの形でお示しいただいたらと思ひます。

事務局 訂正させていただきます。

会長 次に山口委員よろしく申し上げます。

山口委員 副会長のご意見と少し関連しますが、推進員の連絡会議のようなものがあるのでしょうか。また、課同士の連絡会議のような体制、人権行政推進に向けた連絡調整会議のような体制はあるのでしょうか。もう一つは、人権研修というよりも人権推進員が中心となってそれぞれの職場で人権研修を行うということですが、それぞれの職場で行う場合の研修に関しては費用が必要になってきた場合はどうするのか。その費用が人権研修費という形で組み立てられているのかどうかということを質問します。

会長 二つのご質問がありました。一点目は推進員の連絡会議はあるのかどうか。二点目はその人権研修のために予算は組み立てられているのかどうかということですが事務局お願いいたします。

事務局 推進員の連絡会議につきましては現在のところございません。それとは別に庁内で人権行政推進会議というものがあまして、その会議において人権政策課からの情報提供でありますとか庁内の情報共有を図っているところですが、それとどのようにしてリンクさせていくのかという事も以前の審議会でお話させていただきましたこともあるかと思いますが、推進員の連絡会議についてのあり方とどのようにリンクさせていくのかが今後の課題であると思っております。

職場研修の予算につきましては特にごございません。各課において予算がないぶん推進員が色々毎年度研修資料作成していただいたり、庁外で行われる研修に課の職員が入って講座を受けるようなところもございます。その辺につきましては予算のない中で推進員が色々工夫しながら人権研修に取り組んでいただいている所です。

会長 山口委員続きましてどうぞ。

山口委員 人権政策課の方から意識的に資料提供はされているのでしょうか。色々な人権に関してのそれぞれの課の推進員への資料であったり、府などから送られる人権啓発の冊子であったりなどそのような情報提供とかは行っているのか質問します。

会長 それではお願いいたします。

事務局 推進研修を毎年実施しておりまして、その中で人権政策課が所有しております

啓発ビデオを紹介したりなどの資料提供はさせていただいております。それから年間通じてですが、大阪府人権協会より人権総合講座を前期後期で実施しており、その研修案内は送らせて頂いております。参加していただく旅費につきましては人権政策課の方で負担させて頂いております。推進員の方にはそのような講座の受講の案内の情報提供などもさせて頂いております。

会長 山口委員今の答えでいいでしょうか。

山口委員 はい。

会長 では鶴岡委員お願いいたします。

鶴岡委員 先ほどの皆さんの質問と関連はしませんが、先ほど人権推進員さんを中心にそれぞれの課で研修していただいているということでそれは三分の一の課であるという報告がありましたが、その研修を行ったということについての報告は人権政策課へ報告があるという事もお聞きしましたが、その報告の内容というのはどのような形になっているのか。また、各課で行われた現在三分の一で行っていただいている研修を受けた職員の感想などは人権政策課へ届いているのかどうか。最後に、アンケートをとったり、その回答などを取っているのかどうかという事も含めて質問します。

会長 時間の関係でご質問の繰り返しは避けますのでただいまの鶴岡委員のご質問について事務局お願いいたします。

事務局 報告の内容につきましては所定の様式がありまして、実施日時、参加人数、研修のテーマそれに基づいてどんな内容で実施したのか、講義型なのかビデオを使ったのかという実施方法などを報告いただいております。報告書を受けまして感想をとっていただいている課につきましては感想文も人権政策課の方で頂いております。それにつきましてファイルで保存しております。

会長 そのようなお答えについて鶴岡委員よろしくお願いいたします。

鶴岡委員 そうしましたら現状としては、感想は課ごとに任せてるという形式で必ず感想を取るという形にはなっていないということでしょうか。

会長 事務局お願いいたします。

事務局　　そうです。研修方法は推進員にお任せしておりますので、感想を取る取らないも推進員にお任せしております。

会長　　鶴岡委員よろしくお願ひいたします。

鶴岡委員　　人権研修を受けた受け手側がそれをどのようにに学んだかであったり、どのようにに解説できたかということをやはり検証する必要があると思います。その推進員がどのような研修をされたかという検証にもなると思うので出来ましたら受けた側の感想を提出してもらおうという事は、フィードバックする意味で人権政策課として職員にどのようにして届いているかという事を知る意味でも必要な事ではないかと思ひます。

会長　　ただいまのご提案と申しますかご要望につきまして事務局お願ひいたします。

事務局　　今、ご提案いただいた感想文を書いていただく事について今後そのように各職場で人権研修を行った際、感想文を書いていただくような形でお願ひしたいと思ひます。

会長　　よろしくお願ひいたします。他ご質問ございませぬか。それでは金委員お願ひいたします。

金委員　　質問ではないですが、それぞれの課でどのようなケースがあったのかとか、気づきシートの白丸でどういふことを認識しているかというやうな事を細かく人権政策課へ報告するやうなシステムがあると申ひと思ひます。例えは、とんだばやし国際交流協会ですけれども、子ども未来室に子育て中のお母さんで少し通訳が必要だなどという人と一緒に同行したりなども行っているのですが、ここで見る限りではあまりそういう認識というところまで至ってないのかなという感じが申ひます。やはり日々の中でどういふ事を課題として認識されてるかという事を推進員を通じて報告することによって自分たちの業務の中でさまざまな人権課題を認識してもらおうというやうなシステムがあると申ひと思ひます。また、人権行政推進会議が年に一回か二回と聞いていますが、もう少しこまめに集まって情報交換するということも必要じゃないかと思ひます。

会長　　ただいまの金委員のご発言の中にご提案がござい申ひましたが、それについてはいかがでしょうか。

事務局 はい。その辺につきましても先ほどから提案がありました推進員の連絡会議の設置などを含めて検討してまいりたいと思います。

会長 他にご意見ございませんか。松本委員お願いいたします。

松本委員 庁内において人権への認識がなかなか進まないというのは、人権政策課が庁内の機構の中でどのような位置づけにあるか、強い調整力を発揮できるのかどうかという位置関係の問題があると思われま。人権政策課から要請があればしっかりと行き届くような組織体制になっているのかどうかということです。そのあたりは審議会委員として、そのような体制などが活性化するように市長から各課に部長会で伝達してもらおうというような事をしてもらえばいいのではないかと思います。委員の方いかがでしょうか。そのような事はやはり審議会委員として要望してもおかしくないと思うのですけれど。金委員どうでしょうか。

金委員 はい。先ほど市長にすごく良いご挨拶をしていただいたところでもありますので。

松本委員 異論がなければ、もっと活性化してくださいという事で審議会から要望があったということでいかがでしょうか。

各委員 賛成です。

会長 ただいま松本委員のご意見に対して意義がございませんようでしたら、審議会一致で人権政策課を通じて市長にご要望があったという事をお伝えいただきたいという事でよろしくお願いいたします。

積極的なご意見がたくさん出ているようですが、ございませんか。議事進行上いったんこのあたりで次行きたいと思えます。

ただいま色んなご意見がでましたけども事務局の方には出ましたご意見ご提案を反映させていただいて、取り組んでいただきたいと思えます。

では、次の案件（２）に移りたいと思えます。

事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局 案件（２）の【富田林市人権行政推進基本計画】（平成２９～３０年度実施計画）[案]についてご説明させていただきます。資料２になります。先ほどの事業報告にもありましたように、現在、本市では、「人権行政推進基本

計画」に基づいて、人権に関する施策に取り組んでいるところですが、この基本計画を実行するにあたりましては、具体的にどのような課題に取り組んでいくのかということを示した「実施計画」というものを、別途策定しております。つまり、「基本計画」の下に「実施計画」というものを位置付けておりますが、先ほどご説明させていただいた各課の事業は、その実施計画に記載された課題に対応する事業ということになります。

現在の実施計画は平成26年～28年までの3年間となっております。次年度の29年度からは新たな実施計画を策定する必要があります。その際、基本計画自体が平成30年度で終了することから、次の実施計画は平成29年～30年度までの2年間が期間となります。

その中身につきましては、基本計画の内容に基づいて取り組んで行くという点で、現在の実施計画と大きな変更点はございません。と言いますのも、現在の実施計画は、前回の市民意識調査の結果を反映させておりまして、新たな課題（同和問題など）を追加して改定したという経緯もございますので、今回はそのままの内容で策定したいと考えております。

ただ、社会的には子どもの貧困問題やヘイトスピーチ、性同一性障がいなどLGBTに代表される性的マイノリティの人たちの課題などさまざまな新たな問題が生じておりますが、これらの課題については、もちろん今の基本計画や実施計画の中で取り組んでまいりますが、次の基本計画という大枠の中で考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

会長 ありがとうございます。

ただいま、次年度からの実施計画については、現行の実施計画と同じ内容で策定していきたいという説明でしたが、加えて現在課題となっております子供の貧困問題、ヘイトスピーチ、性的マイノリティの問題についても加えていきたいというご説明でよろしいでしょうか。それではその説明につきまして、ご意見、ご質問、ございませんでしょうか。それではどうぞお願いいたします。

西尾委員 私達の組織してます町総代の164団体が現在、町総代会に加盟しております。その中で自助共助の観点としまして6ページ目新たな連携の構築として、住民活動の育成やネットワーク化、支援対策の構築など行っていますが、人権政策課として町総代会並びに市民住民へどのようなPRや関わりを持って行こうという方向性がありましたら教えていただけますでしょうか。また現在、大阪市内でのヘイトスピーチの色々な団体がデモ行動や官公庁に抗議をしていくという形となっておりますけども、現在この富田林市にはそのような運動はないですが、もしそうい

う団体等が来られた時にどのような対策をしておられるのか、どのような対応をしようとしているのかその辺お尋ねします。

会長 西尾委員からただいま二点についてご質問がございました。市民へのPRと、もし富田林市にヘイトスピーチへの事象等が発生した場合どうするかかがでしょうか。

事務局 まず、ご質問の一点目ですが、実施計画の6ページにありますように新たな人権の構築という事で掲載させて頂いておりますが、人権政策課としましてもさまざまな人権課題の解決については行政だけでなく市民の協力のもと取り組んでいかなければならないと思っております。まずこの実施計画・基本計画を策定してから12月に毎年人権週間で人権フェアという行事を行っていますが、それにつきましては市内で活動しておられる団体に参加・呼びかけておりましてその中で情報交換や団体同士のネットワークづくりに寄与するような形でイベントを実施しております。その人権フェアの実施におきましても行政だけでなく、市内で活躍しておられる団体に来ていただきまして企画段階から運営に至るまで協力していただいております市民さんの協働のもとに事業に取り組んでおります。

二点目のヘイトスピーチの対応についてですが、現在のところ本市ではヘイトスピーチが行われたという情報は得ていませんが、今後ヘイトスピーチが行われる可能性もゼロではありませんので、その辺の対応については色々考えていかないといけません。ヘイトスピーチの相談があった場合は人権擁護委員を通じて法務局にて相談に乗りますという通知をいただいております国の方ではヘイトスピーチのプロジェクトチームがあったりですとか相談窓口の充実というのを掲げてますので、それと連携を図りながら取り組んでいきたいと考えております。また、市としても起さない市民啓発という意味でもポスター掲示に努めているところ です。

会長 ありがとうございます。では具体的に二点のご質問についての事務局からのお答えでございました。他ございませんか。道籬委員お願いいたします。

道籬委員 民生委員といたしましても、最近は高齢者の高齢者世帯だけのお二人住まいがかなり増えています。その中でやはり老々介護によるお互いがストレスをためての虐待などの事案がかなり多くなってきております。地域包括支援センターなどと連携しながら色々改善を考えながら進めていますが、やはりその中で高齢介護課、障がい福祉課、民生委員の事務局であります地域福祉課、生活支援課そう

いうところとの横のつながりがすごく大切だと思います。それぞれの課や委員会、協議会などは、真剣にかなり色々な事を取り組んでおられますけれども、そのそれぞれの情報公開の場、そして横断的な会議がなかなか進んでいないように感じます。そして今後は高齢介護や包括支援センター、町会など色んなところと連携しながらでないとなかなかそういう方々を救うことができないと思いますので、そういう方の人権を大切にする為にも是非この庁内の中でもそれぞれの課と横断的な会議の設置など色々考えていっていただきたいと要望しておきます。

会長 　　ただいま道籐委員のご意見として課を超えての横断的な、横の連携を大切にしていっていただきたいというご提案ですが事務局何かございませんか。

事務局 　　横断的な会議の設置ご提案いただきまして、人権政策課としましても庁内の会議人権行政推進会議というのがありますのでその辺も含めて横断的な会議を行ってまいりたいと思います。

会長 　　それでは次に山口委員お願いいたします。

山口委員 　　今の道籐委員、西尾委員のご意見と私的には同じようなことですが、要するにこの推進員の体制をきっちりやっていくために行う人をケアすると言いますか人権問題も進めていく人たちのためのケアという場のようなものが必要ではないかと特に思っている所です。一般的にはケアする人のケアが必要だという事ですが、実際のところ、そこで一生懸命活動している人を支える役割としての行政というのがあまりこういう場で明確ではなかった気がします。具体的な内容として、そういうようなケア、精神的な問題でのケアも必要であったり、何か相談があったらちゃんと話を聞いてというような相談窓口と同時に組織であるとか人権に関わる様々な取り組みを推進していこうとする団体に対する物資両面の援助やサポートができればこの推進基本計画の中に行政は行政、団体は団体という切り方ではなく、それぞれの団体との連携や予算的な事等も含めてサポートしていただきたいなというように思っているのです、これから研究課題といえますか検討していってもらって課題の一つとして入れていただきたいなと思います。

会長 　　ただいまのご意見は平成 29 度からの実施計画に盛り込んでいただきたいということによろしいでしょうか。事務局いかがでしょうか。

事務局 　　はい。その点につきましては山口委員と主旨等確認をもう一度させていただきまして進めさせていただきたいなというふうに思います。

会長       それではよろしくお願ひいたします。他にご意見ございませぬか。それでは辰巳委員どうぞ。

辰巳委員   何点か発言をしたいと思ひます。1 ページのところでは個別の課題ということで第1章「個別課題」への取組み、同和問題をめぐり取組みから後ほど資料として今日提出されてますので「部落差別解消推進法」が昨年12月に制定をされたのでそういった普及啓発の取組みについては、何かしら表記をするべきではないかなというのが一つです。それが第一点目です。それと子どもをめぐり取組みという事で富田林市の次世代の育成支援行動計画の基本というところがありますが、先ほどもありました子どもの貧困の問題等も含めて国でも法的には「子どもの貧困対策法」もありますし、同時に「生活困窮者自立支援法」が子どもの貧困の連鎖を断ち切るという意味で位置づいておられますので、そういった表記があってもいいのではないかとお願ひしております。それから3 ページいきまして障がい者をめぐり取組みに入ります。具体の中では読み取れる部分があるのですが、4-④障がい者に対する偏見や差別意識を解消しというところから取らえては、国は障がい者差別解消推進法が制定されておられますので障がい者基本法と同じくして無くしていくという意味での推進法ですから、そういった意味での表記それと同時に社会モデルとしての位置づけやそれと同時に合理的配慮の仕組みをどう作っていくのか、行政や民間の団体企業も含めてですけれども位置づいておられますので、こういった点表記すればどうかなとお願ひしております。最後ですが、四点目で個人情報保護というような大きな人権としてのとらえ方で考えていますが、登録型本人通知制度いわゆる住民票であったり例えば私の住民票や戸籍等が第三者によって取得された場合、こういう方から取得されましたよと通知する制度いわゆる登録型本人通知制度がありますが、こういったことが今、富田林市においても現状登録者が非常に少ないということもありますし、それと同時にこの期限が五年という事があります。そういった意味において恒久化であったり国への要望はしていただいておりますが、そういった取組みについて目標をあげてはどうかと思ひますが何かしら全体の取組みとして個人情報の保護の取組みは位置付けてはどうかと思ひしております。

会長       ただいまの辰巳委員からの四点のご意見につきまして事務局お願ひいたします。

事務局     今、四点ほどご質問いただきまして、まず一点目と三点目につきましては、まず一点目は、部落差別解消法ができたことと三点目の障がい者差別解消法この二つの法律ができておられてその部分を実施計画の中で表記してはどうかという

事ですが、人権への政策としてはここに実際法律の文言は入っておりませんが、事業に対しては取り組んでいくというのは基本でございます。そのうえで新しくできました法律を入れていくという事につきましては検討させていただきたいなというふうに思います。あと、子どもの貧困、二点目の子どもの貧困問題につきましても同じく、先ほどもご説明させていただきましたように現在の課題として子どもの貧困は注目されておりますので、その点については同じく表記はされていませんが、この実施計画に基づいて取り組んでいくのはもちろんでございます。この文言につきましても、今の段階では次の基本計画改定の際に大きく入れていこうかなと思っていただけたところとして、その辺につきましても今回の実施計画の改定の際に入れるのかというのは検討させていただきたいなと思います。それと四点目の本人登録制度の件ですが、現在その登録者数があまりのびてないという事で人権政策課としましてもイベント特に12月の人権週間のイベントの際には本人登録通知制度の周知のチラシを参加者の方にお配りさせていただいて周知を図っているところでございます。これにつきましても実施計画では載せていませんが、その辺につきましても検討させていただけたらなと思います。

会長 続きまして、辰巳委員どうぞ。

辰巳委員 ありがとうございます。表記としては入れていった方がいいかなと思っておりますのでよろしくお願いいたします。登録型本人通知制度の問題ですけれどもそれぞれ機会をとらえて啓発されているという事ではありますが、今日町総代会の西尾委員も参加されてますが、町総代会との協働の取り組みなどいろんな掛け合わせがあると思います。いろいろコラボをして進めていくという観点がこれからより必要であり、一人でも多くの方にこういったことの制度も含めてですけど普及・啓発されながら登録していただくことも必要だと思っております。

会長 はい。ありがとうございます。ただいまの辰巳委員のご意見も十分ご検討していただきまして事務局よろしく願いいたします。

他に質問ございませんか。特にないようでしたら事務局の方にはただいま出ましたご意見等反映させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。では、次の案件（3）に移りたいと思います。事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局 案件（3）の「次期基本計画の策定に向けたスケジュールについて」についてご説明させていただきます。資料3でございます。

今回ご提示させていただきますスケジュールについては、あくまでも予定ですので、タイトルの後ろに（案）と入れていただければと思います。

案件1の冒頭でご説明させていただきましたように、現在の基本計画は、平成19年に本審議会から「本市における今後の人権施策のあり方」という答申をいただきまして、それをもとに平成21年に策定したもので、今後10年間の本市における人権施策に関する基本的な方向性を示す計画として位置づけてまいりました。しかし、それが平成30年度で終了を迎えることから、平成31年度から新たな基本計画を策定する必要がございます。

この次期基本計画の策定にあたっては、これまでの人権問題に関わる社会の潮流の変化を踏まえたうえで、本市の人権に関する現状把握をする必要があると思っております。

このため、まず次年度、平成29年度には、市民の人権に対する意識調査を実施しまして、現在の本市の状況を把握したいと考えております。この意識調査の調査項目の内容については、次の案件（4）でご意見等をいただきたいと考えておりますので、詳細については、次の案件でご説明させていただきます。

次に、29年度は意識調査を実施すると同時に、現基本計画の進捗状況や達成された課題は何か、また何が達成できなかったのかなど課題等を整理したうえで、平成30年度に、本審議会に対して次期基本計画の策定に向けた諮問をさせていただきます。そして答申をいただくため年数回の開催を予定しております。本審議会からいただきました答申を基に新たな基本計画を策定しまして、平成31年度から新たに取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上が、次期基本計画策定までのおおまかな取組みとスケジュールになります。ここに記載しました審議会等の開催時期や回数についてはあくまでも予定でございます。回数や開催時期が変更になるかもしれませんが、いずれにしても現在の委員の皆さまの任期中にご審議いただくことになると思っておりますので、とりあえず現段階でのスケジュールをご参考までにご説明させていただきました。

以上でございます。

会長            ありがとうございます。

ただ今の説明では、次期基本計画の策定に向けた次年度以降のスケジュールということで、これに基づいて進めて行くということですが、それに関して、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。案件（4）ともかかわるものがあったと思いますので先に案件（4）説明していただきまして案件（3）についてと合わせてご質問という事でかまいませんかでしょうか。

では、案件（3）に続きまして、最後の案件（4）に移りたいと思います。事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局 では、案件（４）の「人権問題に関する市民意識調査」について、引き続き、ご説明させていただきます。資料は左上に「参考資料」とあるものです。

先ほどご説明させていただきましたように、平成31年度からの次期基本計画を策定するにあたりまして、その策定過程のひとつとして、人権に関する市民意識調査を実施したいと考えております。

具体的には、先ほどのスケジュール案にもありましたように、早ければ7月ごろの実施を予定しておりまして、約1500人の市民を対象に郵送で送付、返送をお願いする予定です。

本市では、これまでも意識調査を実施しておりまして、前回は平成23年度に実施しております。このときの調査で明らかになった課題については、案件（２）のところでもご説明させていただいたように、現在の実施計画の中に反映させております。今回も市民に対して意識調査を行うことで、本市の現状を把握して、何が課題となっているのかを明らかにし、次期基本計画に反映させたいと考えております。

この調査項目の内容については、前回の調査でもそうでしたが、今回も大阪府が平成27年度に実施した調査票を活用することを検討しております。委員の皆様、参考資料としてお配りさせていただいたのが、大阪府が実施した意識調査の調査票になります。

この調査票の設問項目についてですが、大阪府の説明によりますと、例えば、問1では、できるかぎり日常生活で起こりやすい出来事を例として挙げまして、回答者に自分自身の問題として考えてもらい、本音を引出そうという意図で作られているということです。また、前回の調査では、自分自身のことだけでなく、世間ではどのように思っているかということまで尋ねていましたので、その点においては、今回は回答者に負担のないような設問項目になっているということです。

本市としましても、今回は、これをもとに意識調査を実施したいと考えておりますが、この調査項目に関して委員の皆さまからご意見等を頂戴したいと思っております。

ただ、この場でご意見を頂戴するには急なことかと思しますので、この会議終了後でも結構ですので、3月中頃ぐらいまでに別途、事務局にご意見をいただければと思しますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

会長 ありがとうございます。

ただ今の説明では、次年度に次期基本計画の策定に向けた参考資料とするために、市民意識調査を行うということでした。先ほど参考資料として示していただいた

大阪府の市民意識調査については平成 28 年 3 月に報告書が出されて、確か大阪府のホームページにも掲載されて閲覧できるという事で間違いないですね。それではただいまのご説明についてのご意見ご質問ありましたらよろしくお願ひします。

西尾委員 今、市民意識調査、府民意識調査両方お聞きしましたけども、富田林市として独自の設問は考えておられるのですか。

会長 市独自の設問ついてはいかがでしょうか。

事務局 はい。この意識調査については府の意識調査になりますので、市独自の調査については考えて行きたいなと思っておるところですが、その辺どういった設問項目が必要なのかどうかという事を含めまして、この場で委員の皆様からご意見いただけたらなと思っております。

会長 それでは松本委員お願いします。

松本委員 では、人権意識調査に富田林市としてどんな項目を入れるかという事について、提案したいと思います。これまでの人権意識調査を見ますと、人権意識とはそもそも何なのかという事から考え直さなければいけないのではないかと私は思っています。

例えば、前回の意識調査では、最初に「1. 人権問題に関する考え方についての質問」で、人権侵害や差別につながる意識や対応について問うています。次に表題は「2. いろいろな人権についての意識や考え方についての質問」となっていますが、具体的には「差別についての意識や考え方についての質問」となっています。勿論、様々な人権問題（この場合は、正確には人権侵害問題を指しています）や差別に対する意識や対応も人権意識の一部だと思いますが、「いろいろな人権についての意識や考え方について」聞くのであれば、まず「人権そのものについての理解や認識」について聞かなければならないのではないかと思うのです。つまり、「人権意識」とは、そもそも何なのか、というところから出発することが大切ではないでしょうか。

人権の中身については、小・中学校では社会科で学ぶわけですが、その人権の中身について市民がどう考えているのかということです。具体的な人権の中身としては、憲法第 3 章の「国民の権利及び義務」に謳われている様々な自由権的市民権(市民的自由、自由権)や社会権的市民権(市民的権利、社会権)などになると思われますが、「私たちにはどのような市民権があり、どう理解し、認識している

か」「その中で、特にどんな市民権に関心を持っているか」「それはなぜか」などの設問が考えられます。市民的自由に関しては、第 18 条の「奴隷的拘束及び苦役からの自由」から始まって、「思想・良心の自由」「信教の自由」「集会・結社・表現の自由」など身体的な自由、精神的な自由、経済的な自由など縷々謳われ、第 25 条の「生存権」から「教育を受ける権利」「労働権」などの社会的権利が謳われています。例えばそういう内容がどれほど認知されているか、また、どれだけ具現化されていると認識されているか、つまり、市民が人権＝市民的自由と市民的権利の主体だという認識を持っているかという観点での調査が必要だと思います。

また、具体的な設問としては、「人権についてあなたはどのようにお考えになっているか」という設問を作って、それを把握するということが必要ではないかと思えます。私に関わった他市の例ですが、例えば人権と聞いてどんなイメージを持つかということ、人権にかかわる様々な概念、自由、平等、友愛、尊厳、自立、公正、差別、格差などの語群の中から、特に連想する言葉を選んでもらうことによって、市民が人権に対してどのようなイメージを持っているのだろうかという調査がありました。

それから憲法第 25 条からの社会的権利についてはどうかという問いかけです。この社会的権利については、市の業務とも密接にかかわっています。市役所の仕事は、すべての市民の社会的権利の確立を担っているわけです。例えば生活保護法は、憲法第 25 条に直結しています。「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と、憲法で規定されているから生活保護法があり、それを受けて自治体が業務に取り組んでおり、生活保護法を運用している部局は人権（社会的権利）の確立の仕事をしているわけです。また、様々な福祉事業に取り組んでいるセクションも同様に、人権（各種の福祉権）確立の仕事をしています。さらに、市民の生命や健康に直結している医療・健康の部局も、インフラの整備もやはり市民の人権確立の一翼を担っているわけです。憲法第 25 条の条文が表現している「生存権」は、生命や生存に関わって、幅も奥行きも広いものですから、これを根拠として整備されている法体系は、福祉、医療、衛生など多岐にわたっています。このように憲法から続く法律の下で、すべての市民の市民的幸せを人権の保障によって実現していく誇り高い仕事が自治体の業務なのです。このように考えていくと、人権＝市民的権利の主体としてエンパワーメントを期待する市民啓発とともに、市の職員もこの役割をしっかりと自覚する必要があります。このようなことは、出来れば次期の基本方針に明記していただけると良いのではないか、と思えます。

また、差別との関連でいえば、昭和 40 年（1965 年）の「同和対策審議会答申」の中で、「近代社会における部落差別とは、市民的権利、自由の侵害に他ならない」と説明され、そして、具体的には、「職業選択の自由、結婚の自由、居住移転の自

由、教育の機会均等が完全に保障されていないことが差別なのである」と定義されています。職業選択の自由、結婚の自由、居住移転の自由は、自由権的市民権であり、これは侵害に当たります。教育の機会均等が完全に保障されていないというのは、憲法第 26 条の「すべて国民は、ひとしく教育を受ける権利を有する」という社会的権利の侵害、正確には教育権の未保障ということになるでしょう。

このように考えていくと、市民的自由や市民的権利を確立・保障していくことは、普遍的な市民的幸せを実現していくことであり、人権そのものに対する市民と行政双方の深い認識と確立へのお互いの努力が不可欠です。つまり市民に人権とは何かという事を聞くのであれば、市役所が人権についてどんな業務に責任を持って取り組んでいるのか、ということもはっきりさせる必要があります。市役所の職員一人ひとりが、自分が取り組んでいる仕事をどう認識しているか、単なるサービスではなく、全ての市民の社会権を確立していく仕事をしているという自覚をどれだけ持っているかが問われてくると思うのです。このような観点から、人権についての意識調査項目をぜひ入れていただきたいと思います。

会長           ありがとうございます。松本委員から基本的な考え方等たくさんのご意見伺いましたが人権についての項目を加えたらどうかという点に絞ってご意見ご説明ありましたが、お答えいただく前に関連質問で鶴岡委員どうぞ。

鶴岡委員       失礼します。今、松本委員がおっしゃった通りだというふうに私も思いました。ここに書かれている例えば人権問題といった時の言い方と人権という時の言い方には違いがあるというふうに思います。人権問題といったときに多くの方が何を連想するかといいますと、例えば部落問題だとか在日韓国朝鮮人、在日外国人問題とか、LGBT の問題だとか女性差別の問題だとか、個別具体の人権侵害の問題について想起するのではないかというふうに思います。それはすなわち、自分が男性の場合、自分が部落出身者でない場合、私達とは関係がなく差別を受けるかわいそうな人たちの問題なんだというとらえ方になりがちではないかというふうに危惧するわけでした。そういう意味では人権という事をいったときにはそれはすべての人々にある保障されているもの、関わってくるものという事になると思いますので、すなわち人権というもののとらえ方を自分に直接関係あるんだというふうにとらえていく為にも、あなたは人権についてどう思いますかというような質問項目は必要ではないかというふうに思っております。同時に人権問題についてのとらえ方や認識についても聞いていくことは必要かというふうには思っておりますので、先ほど松本委員からもおっしゃってましたように市役所の各課で行われているその施策やサービスというのはすべて人権に関わっているというふうに思います。市民の人権、財産そういうものを安心安全に進めていくための各行政

各担当の行政のお仕事やというふうに思いますのでそれはすなわち市民の人権を色んなサービスや施策によって守っていくそういうお仕事であると思いますので、どの課においても市役所の課のお仕事というのは市民の人権を守る為のお仕事だと思いますので、すなわちそこで自分達はどのようなふうにしてその人権を守っていく為の仕事をどんな認識をもってどういうサービスを展開していくのかという事は問われていると思いますので、そういう事も含めましてこのアンケート意識調査をしていく時に先ほど申しましたような人権というものに対する自分自身の認識を問う項目は必要かというふうには思っております。

会長 ありがとうございます。繰り返しとなりますのでただいまの松本委員、鶴岡委員のご質問について事務局お願いいたします。

事務局 　ただいま松本委員、鶴岡委員おっしゃっていただきました市民的自由と権利を市民がどれだけ主体として認識しているのかということはずごく重要な事かなと思っております、現在の基本計画の中でもその点については明記しております。それに基づいてこれまで人権政策課としましても人権・権利としての主体性、認識を持っていただけるような啓発ですとか、講座セミナーなどを実施してきたつもりでございます。又そういった権利の主体として認識できるからこそ行政に対してどういう取組みをしているのかという視点が見えてくるのかなと思うのですが、行政としましても職員自体もやはり権利の認識が必要かなと思っております。そうでなければ市民の課題というのなかなか見えにくくなるのではないのかと思っております、それにつきましても現在の基本計画の方で職員の人権認識についても明記しております。それに関わりまして自治体行政は人権行政であるという認識をこの間基本計画でできていない全庁的に広めるよう努めておりました職員自体もそういう認識をもっていただけるように努めているところです。今、ご提案いただきました人権の基本的な認識についての項目として設定したらどうかという事については正しく現基本計画の中身に関わることであり又、次の次期計画の策定にしても関わってきますのでその点については是非入れていきたいなと思っております。

会長 ありがとうございます。他のご意見は。それでは田村委員お願いいたします。

田村委員 　何点もあるのですが、まず、今のこの意識調査の関係について先ほど松本委員さんがホームページで見ることができていう話がありましたけども、そのクロス集計含めて情報提供していただけたらいいかなと思います。すでに情報提供をしてるということであっても、新しい委員さんもおられるわけですから情報提

供をお願いします。それから前回の市のまとめ等についてはいただいている委員もいますが、新しく委員になられた方については前回のまとめを持ってないと思いますのでその点も含めて情報提供をしていただけたらと思います。また、前回の市の分析で気になった項目と、今回府の調査の項目との関係について、市のまとめをした時に非常に気になるような事とか等含めて、だいたい5年に一度ぐらい意識調査をして状況把握をしてそして施策にいかしていこうというような考えだと思いますからその辺りを含めて、少し連続性という事からも方向性は持って意識調査を行うべきではないかなと思っています。それから、辰巳委員さんから言っていただきましたけども、29・30年の実施計画の関係において、例えばこの数年間で大きな変化がでている、例えば部落差別解消推進法とかヘイトスピーチの問題とか子どもの貧困対策の法律とか生活困窮者の法律など、そんな新たな法律の事を29・30年の計画の冒頭にも全く触れられていないような状況。障がい者差別解消法の関係も含めてですが、これらはそれぞれ行政の施策のある意味で国的な法的根拠になると思うんですがその事をおさえての実施計画で触れないというそのものが非常に不思議でならない。そういう意味において、これは単に要望という事だけではなくきわめて当たり前の事であり、このような提案そのものについて非常に問題があると考えておりますので、今述べた部分とまださらにプラスアルファがあるならば、そのことも抑えながらこの推進計画を出していかなければならないだろうと思っていますので、そこはきちつとはっきりさせてほしいというように思っています。

会長 田村委員さんの4点についてのご質問、ご提案について事務局お願いいたします。

事務局 はい。府の意識調査の結果につきましては府のホームページで閲覧できる状態になっていますが、各委員のみなさんには資料としてお渡ししておりませんのでこちらの方については改めて情報提供という形で送らせていただきたいと思います。前回本市が実施いたしました結果の報告書につきましても新しい委員の方もおられますのでその点につきましても別途送らせていただくようにさせていただきます。次回実施いたします、意識調査の項目ですが、事務局の方で府の意識調査と前回実施いたしました本市の意識調査を比較し検討しております。その中で何が足りないのか追加すべき項目があるのかないのかその点色々検討加えております。その点につきましてもこの場でご意見いただいたこと踏まえて検討してまいりたいなと思っています。実施計画の中で部落差別解消法やヘイトスピーチの法律が書かれていないという事につきましても、田村委員さん以外の方からもご意見いただいておりますのでその点につきましても記載できるようにしていきたいなと思っています。

会長 田村委員さん今のご質問でよろしいですか。  
金委員さんお願いいたします。

金委員 せっかくアンケートを市民向けにされるので、市職員の方達にもどういう意識を持っておられるのかこの項目を使ってアンケートしたらいいんじゃないかと思います。同じ項目のアンケートで市内の今の状況というのを把握する材料に使えると思いますので、それはやっていただけたらなと思います。

会長 事務局いかがでしょうか。

事務局 はい。前回の意識調査の時もそういったご意見もあったかと思います。実際に職員に対して人権に関する調査、意識調査を行った自治体も実際にはありますのでその点について即答はできませんができるかどうか検討してまいりたいなと思います。

会長 よろしくお願いいたします。  
それでは西尾委員さんお願いいたします。

西尾委員 この府民意識調査、府民文化部が作ったものですが、内容の中で果たして一般的に差別というものについてあなたはどのようなお考えをお持ちですか。についてですが、私個人的にも差別という言葉があまり好きではないのです。基本的に人間はみな同じという考え方の中で差別という言葉が良いのかどうか。この問2にこの内容を持って行くのは、いかがなものかと考えています。事務局の考え方聞かせてください。

会長 今の意識調査作成にあたってのご意見ですが。

事務局 差別という言葉ですけどもそれにつきましてはどういった表現がふさわしいのかどうかということを含めてこちらの方で別途検討させていただきたいなと思います。

会長 冒頭に事務局からご説明ありましたように内容が多岐にわたっていますので又直接人権政策課の方にご意見寄せていただくという事をお願いできたらと思うのですがよろしくお願いいたします。

会長 金委員どうぞ。

金委員 私も個人的な意見で言わせていただきますけども、やはりその当事者にあるものとしては差別以外の何物でもないということもあります。最近、差別を使わないでおこうという風潮や流れがすごくあるなと思います。柔らかい言葉遣いをして受け入れられるように持って行きたいという方法もわかるんですが、やはりそれとまた別個に確かに差別っていうのもあるのも現実なので、当事者にとってそれがうやむやになるということは辛いところも確かにあります。

会長 はい。ありがとうございます。先ほど示されました次期基本計画策定に向けてのスケジュールによりますと、現在の上では平成29年7月から意識調査をするという事ですね。ですから項目については早急に作らないといけないということなので、先ほどありましたように3月中旬ぐらいをめどにできるだけご意見寄せてくださいということでもよろしいでしょうか。皆さん方よろしく願いいたします。松本委員よろしく願いいたします。

松本委員 今金委員がおっしゃったことなのですが、差別は人間の尊厳を侵害し奪うことです。これは本当にそれ以上の悪いことはないわけであり、そこはきちんとオブラートに包まずにしっかり問題把握をしなければいけないことは間違いないと思います。ですから、その前にまず人権の尊厳ということについて、つまり個人の尊厳について理解するという事が不可欠です。逆に言えば個人の尊厳が奪われるから差別は絶対ダメという事になってくると思います。そういう流れで調査ができればいいのではないかと思います。差別ははっきり差別ということが大事です。

会長 ありがとうございます。他にご意見ございませんか。先ほどからたくさんのご意見が事務局に寄せられておりますので、それを踏まえていただきまして、調査票の項目について作成をよろしく願いいたします。それでは以上で本日の案件終了するわけですがその他といたしまして事務局の方から何かございますでしょうか。

事務局 委員の皆さまに、少し情報提供と言いますか、お知らせがございます。資料は本日お配りさせていただきました資料の、右上に【その他①②】とあるものです。

まず資料①ですが、皆さまも既にご存知の方もおられるかと思いますが、昨年

の5月に、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」が国会で成立し、施行されております。

この法律は、特定の人種や民族に対する差別的言動や、差別意識をあおったり、社会から排除しようとするといった行為をなくすことを目的としておりまして、特に在日韓国・朝鮮人の人々に対するヘイトスピーチが、大阪や東京などで行われているほか、インターネット上でその動画が掲載され、多くの人が見れる状態にあるといった問題がその背景にあります。

このような中で、国が悪質なヘイトスピーチに対して毅然として対処する姿勢を示した意義は大きいと思っております。また、国では「対策プロジェクトチーム」を発足させたり、相談窓口の充実や、広報による周知、また啓発の機会を充実といった取組みを行うとしておりますので、本市としましても法務局等と連携して取り組んでまいりたいと思っております。

次に、資料②ですが、昨年12月に、「部落差別の解消の推進に関する法律」、いわゆる「部落差別解消法」が成立、施行されました。

この法律が制定されました背景には、近年、インターネット上で全国の部落の地名リストが掲載された問題や、過去に企業を中心に就職差別等に使われました「部落地名総鑑」の原典なるものの復刻版が発刊されようとした問題がございました。

こうした新たな差別事象が生じている中で、法律では、国の責務として、部落差別の解消に関する施策を行うとともに、地方公共団体に対して情報提供や指導、助言を行うこと。この他にも、相談体制の充実や、教育・啓発の実施、また実態調査を行うことを求めています。一方、地方公共団体には、国や他の地方公共団体と連携を図りながら、その地域の実情に応じた施策を行うよう努めるものとし、相談体制の充実や、教育・啓発の実施に努めることと明記されておりますので、本市としましても法律に基づき取り組んでまいりたいと思っております。

これら2つの法律につきましては、罰則規定のない、いわゆる「理念法」となっておりまして、その実効性がどのように担保されるのかということが当事者や関係団体から指摘されておりますが、それについては、法律に基づいた今後の地道な取組みや実績の積み重ねによるところが大きいように思われます。

いずれにしましても、ヘイトスピーチや部落差別というのは、人間としての尊厳を傷つける行為だけでなく、周囲にも不安感や嫌悪感を与えるもので、決して許されるものではないという認識を持っておりますので、これらの法律を広報などさまざまな機会を通じて広く浸透させて啓発を行い、国や府と情報共有を図りながら、取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

会長           ありがとうございます。

          昨年に成立しました2つの法律についての情報提供がありました。

          これらの法律はまだ成立したばかりということで、行政も手探りの状態だということですが、法律自体は既に成立していますので、今後の施策に取り組んでいただきたいと思います。これに関して何かご質問等はございますか。

          ないようでしたら、本日の案件はすべて終了しましたのでこれで終了させていただきたいと思います。

          最後に、事務局の方から次回のことも含めてお願いいたします。

事務局       本日は、多数のご意見、ご提言を頂きまして、ありがとうございました。

          現在の基本計画では、市の職員は「自治体行政は人権行政である」という認識を持つことを目指すと同時に、目の前にあるさまざまな人権課題を少しでも解決していくという姿勢を大事にするということを目指しております。

          本日、皆様から頂戴しましたご意見を踏まえまして、あと残り僅かとなりました現計画を着実に実行し、また次の基本計画の策定に向けて、新たな人権課題や残された課題を整理して、今後の準備を整えてまいりたいと考えております。

          委員の皆さまには、忌憚のないご意見をお願いしたいと思っておりますので、今後とも、よろしく願い申しあげます。

          本日は、本当に貴重なご意見、ありがとうございました。

          以上でございます。

会長           ありがとうございます。

          委員のみなさま、本日はありがとうございました。

          以上をもちまして、本日の審議会を終わらせていただきます。

          長時間、ありがとうございました。